

## 省エネ技術・施肥低減体系緊急導入促進事業実施要領

### 第1 共通事項

果実等生産出荷安定対策実施要綱（平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第4の4による特認事業に係る事業の実施計画等については第2に掲げる事業ごとに作成等を行うものとする。

### 第2 事業別事項

- 1 省エネ技術緊急導入促進事業（別記1）
- 2 施肥低減体系緊急導入促進事業（別記2）

### 第3 その他

この通知に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、生産局長が別に定めるところによるものとする。

(別記1)

## 省エネ技術緊急導入促進事業

### 第1 趣旨

今般の原油価格の高騰により経営を大きく圧迫されている施設栽培を行う果樹農家を支援することを通じ、果実の安定供給を確保するため、要綱第4の4による特認事業として、果樹産地における施設栽培の省エネルギー化の推進に向けた緊急的な支援を実施することとする。

### 第2 事業内容

本事業は、果樹産地における施設栽培の省エネルギー化に向けた一層の努力を促すため、平成16年度と比較し、加温面積当たりの燃油消費量を大幅に低減した施設栽培を行う果樹農家を対象として、当該農家が省エネルギー効果のある次の被覆資材の購入に必要な経費について補助する。ただし、事業実施主体が自力又は他の助成により実施中又は既に完了している取組は補助対象としないものとする。

- 1 長期展張被覆フィルム（耐用年数が5年以上で、かつ、ガラスと同等の光透過性を有する施設園芸用フィルム）
- 2 中空二重構造被覆フィルム（耐用年数が2年以上で、かつ、複層構造であって、中間の空気層により断熱効果を有する施設園芸用フィルム）
- 3 断熱・遮光性被覆フィルム（耐用年数が5年以上で、かつ、断熱効果及び遮光性を有する施設園芸用フィルム）
- 4 吸水・透湿性被覆フィルム（耐用年数が2年以上で、かつ、吸水・透湿性及び断熱効果を有する施設園芸用フィルム）
- 5 地方農政局長（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）が認める1から4までの被覆資材と同等の性能を有する被覆資材

### 第3 事業実施主体

本事業の実施主体は、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有する以下の団体とする。

- 1 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
- 2 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人をいう。以下同じ。）
- 3 特定農業団体（農業経営基盤強化法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。）
- 4 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。以下同じ。）

ただし、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体については、構成員に3戸以上の農家を含むこと。

### 第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成20年9月26日から平成21年3月31日までとする。

### 第5 採択要件

本事業の採択に当たっては、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- 1 受益農家が3戸以上であること。
- 2 事業実施により達成すべき目標を定めていること。
- 3 全ての受益農家が平成19年度の10アール当たりの燃油消費量を原則として平成16年度と比べ、20%以上低減させていること。

## 第6 成果目標

### 1 事業の成果目標

この事業の成果目標は、受益農家において10アール当たりの燃油消費量を平成19年度と比べて10%以上低減することとする。

### 2 目標年度

本事業の目標年度は、平成22年度とする。

## 第7 事業実施計画

### 1 事業実施計画の内容及び提出手続等

- (1) 事業実施主体は、別紙様式1-1号により事業実施計画を作成し、地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)の承認を行った場合、その写しを果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。)第4条の4の規定に基づき指定された財団法人中央果実生産出荷安定基金協会(以下「指定法人」という。)に通知するものとする。
- (3) 指定法人は、(2)により通知された事業計画書の写しを、該当する果振法第4条の4第2号に規定する都道府県法人(以下「県法人」という。)に通知するものとする。
- (4) 指定法人及び県法人は、事業実施主体に対し、(3)の内容等について、必要に応じて関係する資料の提出を求めることができるものとする。
- (5) 地方農政局長等は、(1)により提出された事業実施計画が妥当であると認めた場合には、事業実施主体に承認の通知を行うものとする。

### 2 実施計画の変更

本事業の実施計画の重要な変更については、次のとおりとし、変更の申請及び承認は、第7の1に準じて行うものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 成果目標の変更
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) 第2の対象とする取組の変更
- (5) 事業実施主体における事業費又は事業量の30%を超える変更

### 3 事業実施計画の承認基準

地方農政局長等は、第5に定める採択要件を確認し、次に掲げるすべての項目を満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

- (1) 取組の内容が本事業の目標に沿っていること。
- (2) 被覆資材の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。
- (3) 取組の内容が、受益者数、受益面積等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。

## 第8 事業の実施基準

事業実施主体は、本事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、受益農家から署名を付した「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」、「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル」、「施設園芸省エネルギー資材・設備等の格付認定について」及び「施設園芸省エネルギー型栽培の推進方向について」について(平成20年3月31日付け19生産第9343号農林水産省生産局長通知)の「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」(以下「チェックシート」という。)の写しの提出を受け、当該農家がチェックシートに基づく省エネルギー生産管理対策を実施したことを確認する。

## 第9 補助対象となる経費等

この事業の対象となる経費及び補助率は、事業実施主体が本事業により購入した第2に掲げる

被覆資材の購入費用の2分の1以内の額とする。ただし、本事業における補助金額の上限は1,000万円とする。

#### 第10 補助金の交付

- 1 事業実施主体は、第7の1による事業実施計画の承認の後、別紙様式1-2号により補助金の交付に係る申請書を作成し、県法人（ただし、県法人が設置されていない都道府県にあっては、指定法人）に提出することとする。
- 2 県法人は1により提出があった交付申請を取りまとめ、指定法人に対して補助金の交付を申請することとする。
- 3 指定法人は、1のただし書又は2により交付申請があった場合には、第7の1により承認された事業実施計画書と照合の上、速やかに補助金の交付額を決定し、県法人（ただし、県法人が設置されていない都道府県にあっては、事業実施主体）に通知するとともに地方農政局長等へその写しを提出することとする。
- 4 県法人は、3により補助金の交付決定があった場合には、速やかに事業実施主体に対して補助金の交付決定通知を行うこととする。
- 5 3及び4の交付決定を行った後、次に掲げる変更が生じたときには、1から4までに準じて変更交付決定を行うこととする。
  - (1) 事業の中止、又は廃止を実施しようとするとき。
  - (2) 第2の対象とする取組の変更
  - (3) 交付決定を受けた事業実施主体ごとの補助金の増額又は30%を超える減額を実施しようとするとき。
- 6 事業実施主体は、事業が完了した時は、速やかに別紙様式1-3号により事業の実施状況について報告書を作成し、地方農政局長等に提出した後、県法人（ただし、県法人が設置されていない都道府県にあっては、指定法人）に、別紙様式1-4号により作成した補助金の支払に関する請求書を提出することとする。
- 7 地方農政局長等は6により事業の実施状況についての報告書の提出があった場合には、実施状況を確認した上で、当該報告書の写しを指定法人に通知することとする。
- 8 県法人は、6により事業実施主体から提出があった補助金の支払請求書を取りまとめ、指定法人に提出することとする。
- 9 指定法人は、6のただし書き又は8により、補助金の支払請求書の提出があった場合には、7による地方農政局長等からの通知と照合の上、速やかに補助金の額を確定し、県法人（ただし、県法人が設置されていない都道府県にあっては、事業実施主体）に通知するとともに、当該補助金の支払を行うこととする。
- 10 県法人は、9により補助金の額の確定通知を受けた場合には、速やかに事業実施主体に対して補助金の額の確定通知を行うとともに、指定法人から支払われた補助金を事業実施主体に支払うこととする。
- 11 指定法人は、補助金の交付状況について、報告書を取りまとめ、平成21年7月末日までに地方農政局長等に提出するものとする。

#### 第11 事業の着手

- 1 事業の着手は、原則として、補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地方農政局長等による当該事業実施計画の承認を受けた後、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、予めその理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式1-5号により地方農政局長等に提出するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任であることを了知の上で行うものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の提出があった場合、その写しを指定法人に通知するものとする。

## 第12 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、平成21年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施状況報告書を報告に係る年度の翌年度の7月末日までに別紙様式1－3号により地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の規定による事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体に対し、改善の指導を講じるものとする。
- 3 地方農政局長等は、1の提出があった場合には、その写しを指定法人に通知するものとする。

## 第13 事業の評価

- 1 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別紙様式1－6号により、成果報告書を作成し、地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の報告を受けた場合には、遅滞なく評価を行い、事業実施計画に定めた成果目標が未達成であったときは、当該事業実施主体に対し、改善計画を提出させるなど、適切な措置を講ずるものとする。
- 3 1に定める地方農政局長等への報告は、事業実施計画の目標年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。
- 4 地方農政局長等は、1の事業評価の報告又は2に規定する改善計画の提出があった場合には、その写しを指定法人に通知するものとする。

年 月 日

〇〇農政局長\* 殿

住所  
事業実施主体名  
代表者氏名 印

省エネ技術緊急導入促進事業の実施計画の（変更）承認申請について

省エネ技術・施肥低減体系緊急導入促進事業実施要領（平成20年9月26日付け20生産第3625号農林水産省生産局長通知）別記1の第7に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

- （注） 1 関係書類として、別添「省エネ技術緊急導入促進事業実施計画書」を添付すること。
- 2 変更の場合には、事業実施計画書様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、事業実施計画の承認通知があった事業の内容と変更後の事業の内容とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

※ 北海道にあつては農林水産省生産局長あて、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局局長あてとすること。

別添

省エネ技術緊急導入促進事業実施計画書

事業実施主体名  
担当者氏名  
電話番号  
F A X  
メールアドレス

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 取組の内容

対象品目	受益面積 (受益農家数)	購入する被覆資材	購入量 (m <sup>2</sup> )	備 考
	a ( 戸)			年 月購入予定

- (注) 1 「購入する被覆資材」は、別記1の第2の1～5の区分に従って記入する。複数の被覆資材を購入する場合は、被覆資材ごとに記入すること。
- 2 「備考」に当該被覆資材の購入予定時期を記入する。複数の被覆資材を購入する場合は、被覆資材ごとに購入予定時期を記入すること。

(2) 事業費の内訳

購入する被覆資材	事業費	負 担 区 分			備 考
		指定法人負担金	自己資金	その他	
	円	円	円	円	
合 計					

- (注) 1 「購入する被覆資材」は、別記1の第2の1～5の区分に従って記入する。複数の被覆資材を購入する場合は、被覆資材ごとに記入すること。
- 2 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち指定法人負担金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち指定法人負担金〇〇〇円」）を記入すること。

### 3 成果目標

燃油の消費量 (L/10a)		〔参考〕農業経営費 (千円/10a)	
現状値 (平成19年度)	成果目標 (平成22年度、低減率%を併記)	現状値 (平成19年度)	平成22年度見込み(低減率%を併記)

(注) ①燃油消費量の低減率(%)は、 $(1 - \text{当該年度の燃油消費量} / \text{平成19年度の燃油消費量}) \times 100$ で算出する。

②農業経営費の低減率(%)は、 $(1 - \text{当該年度の農業経営費} / \text{平成19年度の農業経営費}) \times 100$ で算出する。

目標数値決定根拠	成果の検証方法 (現状値および目標値の算出方法)

(注) 1 「目標数値決定根拠」は、被覆資材の購入等を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるか記入する。

2 「成果の検証方法」には、客観的な手法により検証できることを原則とする。

### 4 添付書類

- (1) 組織及び運営についての規約等の写し
- (2) 燃油消費量低減調書(別紙1により受益農家ごとに作成)
- (3) 確約書(別紙2により作成)
- (4) 2社以上による購入予定被覆資材に係る見積書(資材メーカーによる耐用年数を付記)の写し
- (5) 被覆資材の設置対象施設及び所在地を明示した図面及び配置図
- (6) 既存の被覆資材を使用している場合は、当該被覆資材の名称、製造業者名、使用開始年、設置施設及び所在地を明示した図面及び配置図
- (7) 消費税課税事業者等調書(別紙3により受益農家ごとに記載)

燃油消費量低減調書

住所  
 事業実施主体名  
 代表者氏名 印  
 受益農家住所  
 受益農家氏名 印

下記の内容につき、相違ないことを確約致します。

記

(1) 平成16年度における燃油消費量

① 対象品目名

② 当該品目の作付面積 (実面積) a

③ 当該品目の加温面積 (実面積) a

(内訳)

品目の種類・加温時期	加温面積 (a)	油種	16年度油種別消費量
合計			

(注) 農業用のものの用途に該当しない用途に使用されたものを含めてはならない。

④ 加温面積10 a 当たり消費量 L ・ ・ A

(注) 平成16年度に係わる燃油購入を証明するものがない場合は、その理由を付記し、平成17年度又は平成18年度に係わる燃油消費量を記載する。

(2) 平成19年度における燃油消費量

① 対象品目名

② 当該品目の作付面積（実面積） a

③ 当該品目の加温面積（実面積） a

（内訳）

品目の種類・加温時期	加温面積（a）	油種	19年度油種別消費量
合計			

（注）農業用のものの用途に該当しない用途に使用されたものを含めてはならない。

④ 加温面積10 a 当たり消費量  ・ ・ B

⑤ 燃油消費量低減のために講じた取組の内容

- ア
- イ
- ウ

（3）平成19年度における燃油低減率

$$(A - B) / A \times 100 = \text{〇〇.〇}\%$$

（注）16年度、19年度の燃油購入を証明するもの（領収書又は請求書等）の写しを添付する。

年 月 日

確約書

住所

事業実施主体名

代表者氏名

印

省エネ技術緊急導入促進事業により、今回補助を受けて購入する予定である被覆資材については、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、少なくとも当該資材の耐用年数の期間内において、その目的に即して適正に管理運営することを確約いたします。

年 月 日

消費税課税事業者等調書

住所  
事業実施主体名  
代表者氏名 印

下記のとおり報告します。

記

受益農 家氏名	購入す る被覆 資材	購入量  m <sup>2</sup>	事業費		指定法人負担金		課税、簡易課 税、免税事業 者の別 (※)		備考
			うち消費 税分	うち消費 税分負担 金相当額	19年 度	20年 度			
							円	円	
合計									

- (注) 1 ※ 全ての受益農家について、平成19年度及び20年度において、課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の別を記載すること（見込みも含む）。  
2 「購入する被覆資材」は、別記1の第2の1～5の区分に従って記入する。複数の被覆資材を購入する場合は、被覆資材ごとに記入すること。

**留意事項（事業実施主体が任意組合となっている皆様へ）**  
**～ 消費税の確定申告のご注意 ～**

「課税事業者」である受益農家の方（事業実施主体の構成員）が、補助事業で整備した資材の代金を課税仕入に計上した場合、補助金の一部（消費税）を返還する必要があります。

年 月 日

都道府県法人理事長※ 殿

住所  
事業実施主体名  
代表者氏名 印

省エネ技術緊急導入促進事業補助金交付申請書

省エネ技術・施肥低減体系緊急導入促進事業実施要領（平成20年9月26日付け20生産第3625号農林水産省生産局長通知）別記1の第10の1に基づき、下記により補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付額

今回交付額  
前回交付額  
計

2 今回交付額内訳

購入予定被覆資材	事業費	補助金交付額	摘要
	円	円	
合計			

(注) 1 摘要欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち指定法人負担金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の摘要欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち指定法人負担金〇〇〇円」）を記入すること。

2 2社以上による購入予定被覆資材に係る見積書（資材メーカーによる耐用年数を付記）の写し

※ 都道府県法人が設置されていない都道府県にあつては、（財）中央果実生産出荷安定基金協会理事長あてとすること。

別紙様式 1 - 3 号

年 月 日

〇〇農政局長<sup>\*1</sup> 殿

住所  
事業実施主体名  
代表者氏名 印

省エネ技術緊急導入促進事業（平成〇年度）の実施状況報告について

省エネ技術・施肥低減体系緊急導入促進事業実施要領（平成20年9月26日付け20生産第3625号農林水産省生産局長通知）別記1の第10の6（※2）に基づき、関係書類を添えて実施状況を報告します。

（注）関係書類として、別添「省エネ技術緊急導入促進事業実施状況報告書」を添付すること。

※1 北海道にあつては農林水産省生産局長あて、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あてとすること。

※2 平成21年度以降は、「別記1の第12の1」とすること。

別添

省エネ技術緊急導入促進事業（平成○年度）実施状況報告書

事業実施主体名  
担当者氏名  
電話番号  
F A X  
メールアドレス

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 取組の内容

対象品目	受益面積 (受益農家数)	購入した被覆資材	購入量 (m <sup>2</sup> )	備 考
	a ( 戸)			年 月購入

- (注) 1 「購入した被覆資材」には、別記1の第2の1～5の区分に従って記入する。複数の被覆資材を購入した場合は、被覆資材ごとに記入すること。
- 2 「備考」には、当該被覆資材の購入時期を記入する。複数の被覆資材を購入した場合は、被覆資材ごとに購入時期を記入すること。

(2) 事業費の内訳

購入した被覆資材	事業費	負 担 区 分			備 考
		指定法人負 担金	自己資金	そ の 他	
	円	円	円	円	
合 計					

- (注) 1 「購入した被覆資材」には、別記1の第2の1～5の区分に従って記入する。複数の被覆資材を購入した場合は、被覆資材ごとに記入すること。
- 2 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円 うち指定法人負担金○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考欄に合計額（「除税額○○○円 うち指定法人負担金○○○円」）を記入すること。

3 事業実施状況

燃油の消費量 (L/10a)			〔参考〕農業経営費 (千円/10a)		
現状 (平成19 年度)	成果目標 (平成22年 度、低減率 を併記)	当該年度の成果 (平成〇年度、 低減率を併記)	現状値 (平成19 年度)	平成22年度の 見込み (低減率%を 併記)	平成〇年度の 成果(低減率 を併記)

(注) 低減率 (%) は、 $(1 - \text{当該年度の燃油消費量 (又は農業経営費)}) / \text{平成19年度の燃油消費量 (又は農業経営費)} \times 100$ で算出する。

成果の根拠	成果の検証方法 (成果の算出方法)

(注) 1 「成果の根拠」には、被覆資材の購入等を行うことにより、具体的にどれだけの効果があったか、またその主な要因を記入する。

2 「成果の検証」には、客観的な手法により検証できることを原則とする。

4 添付書類

(1) 被覆資材の購入を証明する領収書の写し及び購入被覆資材の写真、対象施設における被覆資材の設置後の写真

(2) 受益農家毎の署名を付した「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」の写し

(3) 当該年度の燃油購入量を証明するものの写しを添付する。

(4) 消費税課税事業者等調書 (別紙により受益農家ごとに記載)

(注) (1) の添付は、平成20年度のみとする。

年 月 日

消費税課税事業者等調書

住所  
事業実施主体名  
代表者氏名 印

下記のとおり報告します。

記

受益農家氏名	購入する被覆資材	購入量 m <sup>2</sup>	事業費		指定法人負担金		課税、簡易課税、免税事業者の別 (※)		備考
			円	うち消費税分 円	円	うち消費税分負担金相当額 円	19年度	20年度	
合計									

- (注) 1 ※ 全ての受益農家について、平成19年度及び20年度において、課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の別を記載すること（見込みも含む）。
- 2 「購入する被覆資材」は、別記1の第2の1～5の区分に従って記入する。複数の被覆資材を購入する場合は、被覆資材ごとに記入すること。

**留意事項（事業実施主体が任意組合となっている皆様へ）**  
**～ 消費税の確定申告のご注意 ～**

「課税事業者」である受益農家の方（事業実施主体の構成員）が、補助事業で整備した資材の代金を課税仕入に計上した場合、補助金の一部（消費税）を返還する必要があります。

年 月 日

都道府県法人理事長※ 殿

住所  
事業実施主体名  
代表者氏名 印

省エネ技術緊急導入促進事業補助金支払請求書

省エネ技術・施肥低減体系緊急導入促進事業実施要領（平成20年9月26日付け20生産第3625号農林水産省生産局長通知）別記1の第10の6に基づき、事業が実施されたので、下記により補助金の支払を請求します。

記

- 1 補助金支払請求額
- 2 支払請求額内訳

購入被覆資材	事業費	補助金支払請求額	摘要
	円	円	
合計			

(注) 1 摘要欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち指定法人負担金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の摘要欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち指定法人負担金〇〇〇円」）を記入すること。

2 別添書類として以下のものの写しを添付する。

- (1) 領収書
- (2) 受領人の振込先口座名義、口座番号

※ 都道府県法人が設置されていない都道府県にあつては、(財)中央果実生産出荷安定基金協会理事長あてとすること。

年 月 日

〇〇農政局長\* 殿

住所  
事業実施主体名  
代表者氏名 印

省エネ技術緊急導入促進事業の交付決定前着手届

省エネ技術・施肥低減体系緊急導入促進事業実施要領（平成20年9月26日付け20生産第3625号農林水産省生産局長通知）別記1の第11に基づき、事業実施計画に基づく別添取組について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更はないこと。

別添

購入予定被覆資材	購入量 (m <sup>2</sup> )	事業費	購入予定年月日	理由
		円		

- (注) 1 「購入予定被覆資材」には、別記1の第2の1～5の区分に従って記入する。  
複数の被覆資材を購入した場合は、被覆資材毎に記入すること。
- 2 2社以上による購入予定被覆資材に係る見積書（資材メーカーによる耐用年数を付記）の写し

※ 北海道にあつては農林水産省生産局長あて、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あてとすること。

別紙様式 1 - 6 号

年 月 日

〇〇農政局長\* 殿

住所  
事業実施主体名  
代表者氏名 印

省エネ技術緊急導入促進事業の成果報告について

省エネ技術・施肥低減体系緊急導入促進事業実施要領（平成20年9月26日付け20生産第3625号農林水産省生産局長通知）別記1の第13の1に基づき、関係書類を添えて実施状況を報告する。

（注）関係書類として、別添「省エネ技術緊急導入促進事業成果報告書」を添付すること。

※ 北海道にあつては農林水産省生産局長あて、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あてとすること。

別添

省エネ技術緊急導入促進事業成果報告書

事業実施主体名  
 担当者氏名  
 電話番号  
 F A X  
 メールアドレス

1 事業の目的

2 事業の内容

対象品目	受益面積 (受益農家数)	購入した被覆資材	購入量 (m <sup>2</sup> )	備考
	a ( 戸)			年 月購入

- (注) 1 「購入した被覆資材」には、別記1の第2の1～5の区分に従って記入する。  
 複数の被覆資材を購入した場合は、被覆資材ごとに記入すること。  
 2 「備考」には、当該被覆資材の購入時期を記入する。複数の被覆資材を購入した場合は、被覆資材ごとに購入時期を記入すること。

3 事業の成果

燃油の消費量(L/10a)					【参考】農業経営費(千円/10a)				
現状値 (H19)	計画時 (H20) (低減率%)	1年後 (H21) (低減率%)	2年後 (H22) (低減率%)	成果 目標 (低減率%)	現状値 (H19)	計画時 (H20) (低減率%)	1年後 (H21) (低減率%)	2年後 (H22) (低減率%)	成果 目標 (低減率%)

- (注) ①燃油の消費量の低減率(%)は、 $(1 - \text{各年度の燃油消費量} / \text{平成19年度の燃油消費量}) \times 100$ で算出する。  
 ②農業経営費の低減率(%)は、 $(1 - \text{各年度の農業経営費} / \text{平成19年度の農業経営費}) \times 100$ で算出する。

成果の根拠	成果の検証方法 (成果の算出方法)

(注) 1 「成果の根拠」には、被覆資材の購入等を行うことにより、具体的にどれだけの効果があったか、またその主な要因を記入する。

2 「成果の検証」には、客観的な手法により検証できることを原則とする。

#### 4 事業の評価

評価項目	成果目標の達成状況	自己評価
燃油消費量 (L/10a)		
農業経営費 (千円/10a)		

(注) 自己評価欄には、成果目標達成状況を踏まえ、事業が適切に実行されたか等、また、その理由等について記入すること。

(別記2)

## 施肥低減体系緊急導入促進事業

### 第1 趣旨

今般の肥料価格の高騰により経営を大きく圧迫されている果樹農家への支援を通じ、果実の安定供給を確保するため、要綱第4の4による特認事業として、果樹産地における効率的施肥体系への転換の推進に向けた緊急的な支援を実施することとする。

### 第2 事業内容

本事業は、これまでの施肥体系により肥料成分（特に、りん酸、加里）の土壌への蓄積が進む中、土壌診断に基づく効率的な施肥体系への転換を進めようとする先進的な地域における次の取組を支援する。なお、事業実施主体においては、地域の実情に応じて次の取組を適切に組み合わせて行うものとする。

- 1 施肥設計の見直しに必要な土壌診断の実施のための簡易土壌診断装置の導入、分析試薬等の資材、分析委託費等の支援
- 2 効率的施肥体系への転換のための方針等の策定
- 3 土壌診断結果に基づく施肥指導を実施するための外部専門家による研修等

### 第3 事業実施主体

本事業の実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有する以下の団体とする。

- 1 農業協同組合連合会
- 2 農業協同組合
- 3 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
- 4 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人をいう。以下同じ。）
- 5 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。）
- 6 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。以下同じ。）

ただし、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体については、構成員に3戸以上の農家を含むこと。

### 第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成20年9月26日から平成21年3月31日までとする。

### 第5 採択要件

- 1 受益農家が3戸以上であること。
- 2 事業実施により達成すべき成果目標を定めていること

### 第6 事業の目標等

#### 1 事業の成果目標

本事業の成果目標は、事業実施主体の事業対象地域内の事業対象作物において、土壌診断等に基づく効率的な施肥体系に転換する生産者の人数の割合を5割以上とする。

#### 2 目標年度

本事業の目標年度は、平成22年度とする。

### 第7 事業実施計画

## 1 事業実施計画の内容及び提出手続等

- (1) 事業実施主体は、別紙様式2-1号により事業実施計画を作成し、地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)の承認を行った場合、その写しを果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。)第4条の4の規定に基づき指定された財団法人中央果実生産出荷安定基金協会(以下「指定法人」という。)に通知するものとする。
- (3) 指定法人は、(2)により通知された事業実施計画書の写しを、果振法第4条の4第2号に規定する都道府県法人(以下「県法人」という)に通知するものとする。
- (4) 指定法人及び県法人は、事業実施主体に対し、事業実施計画の内容等について、必要に応じて関係する資料の提出を求めることができるものとする。
- (5) 地方農政局長等は、(1)により提出された事業実施計画が妥当であると認めた場合には、事業実施主体に承認の通知を行うものとする。

## 2 実施計画の変更

本事業の実施計画の重要な変更は、次のとおりとし、1に準じて行うものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 第2の対象とする取組の変更
- (4) 成果目標の変更
- (5) 事業実施主体における事業費又は事業量の30%を超える変更

## 3 事業実施計画の承認基準

地方農政局長等は、第5に定める採択要件を確認し、次に掲げるすべての項目を満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

- (1) 取組の内容が本事業の目標に沿っていること。
- (2) 取組の内容が、受益者数、受益面積等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。

## 第8 補助対象となる経費

この事業の対象となる経費及び補助率は定額とし、本事業における補助金額の上限は200万円までとする。

## 第9 補助金の交付

- 1 事業実施主体は、第7の1による事業実施計画の承認の後、別紙様式2-2号により補助金の交付に係る申請書を作成し、県法人(ただし、県法人が設置されていない都道府県にあっては、指定法人)に提出することとする。
- 2 県法人は1により提出があった交付申請を取りまとめ、指定法人に対して補助金の交付を申請することとする。
- 3 指定法人は、1のただし書又は2により交付申請があった場合には、第7の1により承認された事業実施計画書と照合の上、補助金の交付額を決定し、県法人(ただし、県法人が設置されていない都道府県にあっては、事業実施主体)に通知するとともに、地方農政局長等にその写しを提出することとする。
- 4 県法人は、3により補助金の交付決定があった場合には、速やかに事業実施主体に対して補助金の交付決定を行うこととする。
- 5 3及び4の交付決定を行った後、次に掲げる変更が生じたときには、1から4までに準じて変更交付決定を行うこととする。
  - (1) 事業の中止、又は廃止を実施しようとするとき。
  - (2) 第2の対象とする取組の変更
  - (3) 交付決定を受けた事業実施主体ごとの補助金の増額又は30%を超える減額を実施しよう

とするとき。

- 6 事業実施主体は、事業が完了した時は、速やかに別紙様式2-3号により事業の実施状況について報告書を作成し、地方農政局長等に提出した後、県法人（ただし、県法人が設置されていない都道府県にあっては、指定法人）に、別紙様式2-4号により作成した補助金の支払に関する請求書を提出することとする。
- 7 地方農政局長等は6により事業の実施状況についての報告書の提出があった場合には、実施状況を確認した上で、当該報告書の写しを指定法人に通知することとする。
- 8 県法人は、6により事業実施主体から提出があった補助金の支払請求書を取りまとめ、指定法人に提出することとする。
- 9 指定法人は、6のただし書き又は8により、補助金の支払請求書の提出があった場合には、7による地方農政局長等からの通知と照合の上、速やかに補助金の額を確定し、県法人（ただし、県法人が設置されていない都道府県にあっては、事業実施主体）に通知するとともに、当該補助金の支払を行うこととする。
- 10 県法人は、9により補助金の額の確定通知を受けた場合には、速やかに事業実施主体に対して補助金の額の確定通知を行うとともに、指定法人から支払われた補助金を事業実施主体に支払うこととする。
- 11 指定法人は、補助金の交付状況について、報告書を取りまとめ、平成21年度7月末日までに地方農政局長等に提出するものとする。

#### 第10 事業の着手

- 1 事業の着手は、原則として、補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合には、事業実施主体は、予めその理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式2-5号により地方農政局長等に提出するものとする。  
この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任であることを了知の上で行うものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の提出があった場合、その写しを指定法人に通知するものとする

#### 第11 事業の実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、平成21年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施状況報告書を報告に係る年度の翌年度の7月末までに別紙様式2-3号により地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の規定による事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体に対し、改善の指導を講じるものとする。
- 3 地方農政局長等は、1の提出があった場合には、その写しを指定法人に通知するものとする。

#### 第12 事業の評価

- 1 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別紙様式2-6号により、成果報告書を作成し、地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の報告を受けた場合には、遅滞なく評価を行い、事業実施計画に定めた成果目標が未達成であったときは、当該事業実施主体に対し、改善計画を提出させるなど、適切な措置を講ずるものとする。
- 3 1に定める地方農政局長等への報告は、事業実施計画の目標年度の翌年度の7月末までに行うものとする。
- 4 地方農政局長等は、1の事業評価の報告又は2に規定する改善計画の提出があった場合に

は、その写しを指定法人に通知するものとする。

### 第13 その他

本事業は、定額補助の事業であることから、特にその補助金の使途について厳正に管理することとし、使途を証明する領収書等関係書類等を事業終了の翌年度から起算して5年間保管、整備しておくものとする。

年 月 日

〇〇農政局長\* 殿

住所  
事業実施主体名  
代表者氏名 印

施肥低減体系緊急導入促進事業実施計画の（変更）承認申請について

省エネ技術・施肥低減体系緊急導入促進事業実施要領（平成20年9月26日付け20生産第3625号農林水産省生産局長通知）別記2の第7に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

- （注） 1 関係書類として、別添「施肥低減体系緊急導入促進事業実施計画書」を添付すること。
- 2 変更の場合には、事業実施計画書様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、事業実施計画の承認通知があった事業の内容と変更後の事業の内容とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

※ 北海道にあつては農林水産省生産局長あて、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局局長あてとすること。

別添

施肥低減体系緊急導入促進事業実施計画書

事業実施主体名  
担当者氏名  
電話、FAX  
e-mailアドレス

1 事業の目的

2 事業の内容  
(1) 取組の概要

都道府県名	市町村名	事業対象地域	作物等区分 (事業対象作物)	対象作物の農家戸数(戸)	うち土壌診断の対象農家戸数(戸)	対象作物の生産面積(ha)、収量(t)	効率的施肥体系の考え方	取組内容	成果目標				備考
									土壌診断等に基づく効率的な施肥体系に転換する生産者の人数の割合を 割以上とする。				
									現状値 (平成〇年) (戸、%)	計画策定時 (平成20年度) (戸、%)	1年後 (平成21年度) (戸、%)	2年後 (平成22年度) (戸、%)	
		〇〇地区	果樹(〇〇)					別記2の第2の各号ごとに簡潔に記載 (例) 土壌診断の実施 ○項目、○点 土壌診断装置の導入 ○〇〇、1台 土壌診断の外部委託 ○〇〇、○件 〇〇検討会の開催 ○人、○回 〇〇ガイドラインの作成 ○〇部 〇〇研修会の開催 ○地区×〇回					

(注) 1. 本方針の対象となる産地の範囲を図に示して添付する。  
2. 事業実施地域等に応じて、市町村名欄等の横罫線を適宜削除する。

(2) 事業実施地区における現状と課題

(3) 効率的施肥への転換のための対応方針  
別記2の第2の各号を踏まえ記載

(4) 効率的施肥への転換のための具体的な取組

① 取組体制図

(注) 都道府県等の関係行政機関(普及組織等)と連携した取組を行う場合は、必ずその内容を記載すること。

② 土壌診断の実施

実施時期	実施場所	実施内容	事業量(分析点数、分析項目等)	備考

土壌診断装置等の導入計画

装置の名称	常置場所	備考

(注) 1. 装置の能力が分かるパンフレット、見積書(2社以上)等を添付する。  
2. 既存の装置等が整備されている場合は、備考欄に整備状況、能力を記載する。

外部委託の場合

委託先	経費内訳	備考

③ 方針等の検討会議等の開催

会議名	構成員	
	氏名	所属・職名

開催時期	参集者	協議内容	備考



年 月 日

都道府県法人理事長\* 殿

住 所  
事業実施主体名  
代表者氏名 印

## 施肥低減体系緊急導入促進事業補助金交付申請書

省エネ技術・施肥低減体系緊急導入促進事業実施要領（平成 20 年 9 月 26 日付け 20 生産第 3625 号 農林水産省生産局長通知）別記 2 の 9 の 1 に基づき、下記により補助金の交付を申請します。

## 記

## 1 補助金交付額

今回交付額  
前回交付額  
計

## 2 今回交付額内訳

事業内容	事業費	補助金交付額	摘要
別記 2 の第 2 に掲げる項目名のうち実施した項目を記載する	円	円	
合計			

(注) 1. 事業費の根拠となる業者見積書等の写しを添付する。

2. 摘要欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち指定法人負担金〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の適用の欄に合計額（「除税額〇〇円 うち指定法人負担金〇〇円」）を記入すること。

※ 県法人が設置されていない都道府県にあつては、財団法人中央果実生産出荷安定基金協会理事長あてとすること。

年 月 日

〇〇農政局長<sup>\*1</sup> 殿

住所  
事業実施主体名  
代表者氏名 印

施肥低減体系緊急導入促進事業(平成〇年度)の実施状況報告について

省エネ技術・施肥低減体系緊急導入促進事業実施要領（平成20年9月26日付け20生産第3625号農林水産省生産局長通知）別記2の第9の6<sup>\*2</sup>に基づき、関係書類を添えて実施状況を報告します。

（注）関係書類として、別添「施肥低減体系緊急導入促進事業実施状況報告書」を添付すること。

※1 北海道にあつては農林水産省生産局長あて、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あてとすること。

※2 平成21年度以降は、「別記2の第11の1」とすること。

別添

施肥低減体系緊急導入促進事業実施状況報告書

事業実施主体名  
担当者氏名  
電話、FAX  
e-mailアドレス

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 取組の概要

都道府県名	市町村名	事業対象地域	作物等区分 (事業対象作物)	対象作物の農家戸数(戸)	うち土壌診断の対象農家戸数(戸)	対象作物の生産面積(ha)、収穫量(t)	効率的施肥体系の考え方	実施内容	成果目標				備考
									土壌診断等に基づく効率的な施肥体系に転換する生産者の人数の割合を 割以上とする。				
									現状値 (平成〇年)	計画策定時(平成20年度)	1年後(平成21年度)	2年後(平成22年度)	
(戸、%)	(戸、%)	(戸、%)	(戸、%)										
		〇〇地区	果樹(〇〇)					別記2の第2の各号ごとに簡潔に記載 (例) 土壌診断の実施 ○項目、〇点 土壌診断装置の導入 ○〇〇、1台 土壌診断の外部委託 ○件 〇〇検討会の開催 ○人、〇回 〇〇ガイドラインの作成 ○〇部 〇〇研修会の開催 ○地区×〇回					

(注) 1. 本方針の対象となる産地の範囲を図に示して添付する。  
2. 事業実施地域等に応じて、市町村名欄等の横罫線を適宜削除する。

(2) 事業実施地区における現状と課題

(3) 効率的施肥への転換のための対応方針  
別記2の第2の各号を踏まえ記載

(4) 効率的施肥への転換のための具体的な取組

① 取組体制図

(注) 都道府県等の関係行政機関(普及組織等)と連携した取組を行う場合は、必ずその内容を記載すること。

② 土壌診断の実施

実施時期	実施場所	実施内容	事業量(分析点数、分析項目等)	備考

土壌診断装置等の導入

装置の名称	常置場所	備考

(注) 既存の装置等が整備されている場合は、備考欄に整備状況、能力を記載する。

外部委託の場合

委託先	経費内訳	備考

③ 方針等の検討会議等の開催

会議名	構成員	
	氏名	所属・職名

開催時期	参集者	協議内容	備考



都道府県法人理事長\* 殿

住 所  
事業実施主体名  
代表者氏名 印

## 施肥低減体系緊急導入促進事業補助金支払請求書

省エネ技術・施肥低減体系緊急導入促進事業実施要領（平成 20 年 9 月 26 日付け 20 生産第 3625 号農林水産省生産局長通知）別記 2 の第 9 の 6 に基づき、事業が実施されたので、下記により補助金の支払を請求します。

## 記

## 1 補助金支払請求額

## 2 支払請求額内訳

事業内容	事業費	補助金支払請求額	摘要
別記 2 の第 2 に掲げる項目名のうち実施した項目を記載する	円	円	
合 計			

(注) 1. 別添書類として以下のものの写しを添付する。

(1) 領収書

(2) 事業実施主体の振込先口座名義、口座番号

2. 摘要欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち指定法人負担金〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の適用の欄に合計額（「除税額〇〇円 うち指定法人負担金〇〇円」）を記入すること。

※ 県法人が設置されていない都道府県にあつては、財団法人中央果実生産出荷安定基金協会理事長あてとすること。

年 月 日

〇〇農政局長\* 殿

住所  
事業実施主体名  
代表者氏名 印

施肥低減体系緊急導入促進事業の交付決定前着手届

省エネ技術・施肥低減体系緊急導入促進事業実施要領（平成20年9月26日付け20生産第3625号農林水産省生産局長通知）別記2の第10に基づき、事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更はないこと。

別添

事業内容	事業量	事業費	購入等予定 年月日	理由
		円		

- (注) 1 「事業内容」には、別紙様式2-1号の別添の2の(1)取組の概要内にある取組内容の記述と同一とする。
- 2 購入予定装置等に係る業者見積書（2社以上）の写しを添付する。

\* 北海道にあつては農林水産省生産局長あて、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あてとすること。

年 月 日

〇〇農政局長<sup>※</sup> 殿

住所

事業実施主体名

代表者氏名

印

施肥低減体系緊急導入促進事業の成果報告について

省エネ技術・施肥低減体系緊急導入促進事業実施要領（平成20年9月26日付け20生産第3625号農林水産省生産局長通知）別記2の第12の1に基づき、関係書類を添えて実施状況を報告します。

（注）関係書類として、別添「施肥低減体系緊急導入促進事業成果報告書」を添付すること。

※ 北海道にあつては農林水産省生産局長あて、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あてとすること。

別添

施肥低減体系緊急導入促進事業成果報告書

事業実施主体名

代表者氏名

第1 事業の内容

項目	取組内容

(注) 事業実施計画時に提出した項目、取組内容を記載すること。

第2 事業の実施期間

事業開始日	事業完了年月日
年 月 日	年 月 日

第3 事業の成果

具体的な取組内容	
成果目標の内容	土壌診断等に基づく効率的な施肥体系に転換する生産者の人数の割合を 割以上とする。
成果目標の達成状況	
事後評価の検証方法	
事業の実施による効果	

(注) 「成果目標の内容」及び「事後評価の検証方法」の欄については、事業実施計画書を転記すること。なお、「成果目標の達成状況」及び「事業の実施による効果」の欄については、可能な限り定量的に記入すること。